

費用負担について

利用料

障害者総合支援法に基づき、サービス利用料の 1 割
をご負担頂きます

※負担額は所得に応じて異なります

昼食費

1 日 300 円を昼食費としてご負担していただきます

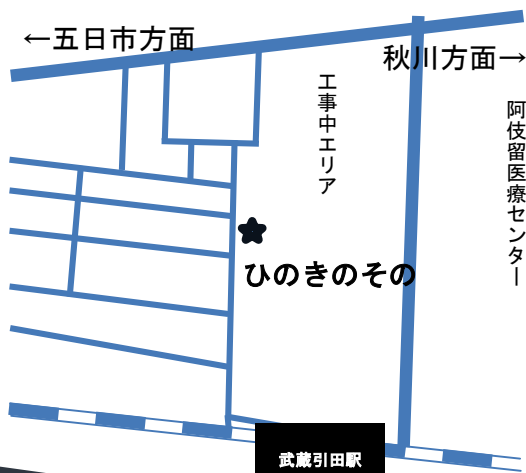
その他の費用

行事の内容により、自己負担が生じる場合があります。
また、公共の交通機関をご利用の方は交通費を支給
いたします。

事業所へのアクセス

JR 武蔵五日市線武蔵引田駅より徒歩 3 分

※事業所の所在地はあきる野市武蔵引田駅
北口区画整理事業地のため案内図は変更が
生じる場合がありますのでご注意ください



ご利用までの流れ

1、お問い合わせ

見学の日程について、直接または計画相談事業
所を通じて調整いたしますのでご連絡ください。

2、見学

利用に関する説明をいたします。また、どのような
サービスを希望されるか等を伺います。

3、見学利用

見学者として活動に参加していただきます

4、障害福祉サービス受給者証の発行

お住まいの区市町村で障害福祉サービス受給者
証をご用意いただきます。

5、面談

利用契約、個別支援計画書を作成します

ひのきのその沿革

昭和 56 年 3 月 「緑水会」厚生省社第 365 法人認可
平成 10 年 4 月 精神障害者共同作業所「ひのきのその」開設
平成 11 年 4 月 精神障害者通所授産施設
「就労センターひのきのその」開設
(共同作業所「ひのきのその」事業廃止)
平成 23 年 4 月 就労継続支援 B 型「ひのきのその」事業開始
(精神障害者通所授産施設
「就労センターひのきのその」事業廃止)
檜原村相談支援事業「ひのきのその」事業開始
平成 24 年 4 月 檜原村地域自立支援協議会事務局委託
平成 25 年 4 月 指定一般相談支援事業開始
指定特定相談支援事業開始
指定障害児相談支援事業開始
令和 7 年 6 月 西多摩郡檜原村からあきる野市へ移転

社会福祉法人緑水会

就労継続支援 B 型事業所

ひのきのその

〒197-0834

東京都あきる野市引田 18 番地 5

(15 街区 12)

TEL : 042-518-7533

FAX : 042-518-7532

令和 7 年 6 月よりあきる野市に移転しました



ひのきのそのの活動について

＜ご利用対象者＞

原則として

- 1、精神科通院中で、利用について主治医の了解が得られる方
- 2、就労および就労訓練を希望される方
- 3、週3日一日4時間以上の活動に参加可能な方
- 4、自力で安全に通所出来る方

※ご利用にあたっては、ひのきのそのの利用規則をご確認ください

＜一日の主な流れ＞

9:00 開所

(9:00～9:30までは職員会議)

10:00 ミーティング、生産活動(60分)

11:00 休憩

11:10 生産活動(60分)

12:10 昼食、休憩

13:10 生産活動(60分)

14:10 休憩

14:20 生産活動(60分)

15:20 ミーティング

17:00 閉所

※行事の日等は活動時間が異なります

※ミーティング後は17:00までフリースペースとして食堂(多目的室)をご利用いただけます

＜生産活動＞

下請作業

近隣の企業からの仕事を請け負い納品します

- ・自動車の部品・電気部品・ビニール製品・紙製品の組み立て、加工など

製菓・調理作業

自主整品の製造、調理補助などを行います

- ・焼き菓子(クッキー、マフィンなど)の製造
- ・昼食の準備、後片付け

販売

地域の催し物やバザーに出店し、自主整品などの販売を行います

※生産活動時間に応じて工賃をお支払いします

※残業、在宅サービスも提供しています

ミーティング

- ・朝・夕にミーティングを行い、連絡事項などを確認します
- また朝のミーティングで簡単な体操を行います

行事

- ・日帰り旅行、忘年会などミーティングで決めた行事を行います

昼食提供

- ・1食300円で昼食を提供します



1階作業室



2階調理室(作業室)

＜その他の主な活動＞

個別支援計画書の作成

- ・お一人一人の利用目的に応じた支援を行うため個別支援計画を作成します
- ・関係機関と連携し、適切な支援を行います

相談支援

- ・就労や対人関係についてなど、相談に応じます
- ・必要に応じてご家族からの相談も受け付けています